胎児性・小児性水俣病患者夢実現支援事業　Ｑ＆Ａ

（Ｑ１）事業概要、目的は。

（Ａ）胎児性患者等の方々が安心して旅行できるよう、旅行をする際の介助者の交通費・宿泊費・施設入場料等について、介助者１人につき、10万円を上限として助成するものです。

　 　※　胎児性患者等御本人の旅費等は、自己負担となります。

胎児性患者等の方々は、生まれた頃や幼い頃から障がいをお持ちで、修学旅行等にも行けなかった、また、現在も障がいがあるために旅行をする際に不安を感じる方がおられること等から、旅行や外出など社会参加を支援し、生きる喜び等を感じていただくことを目的としています。

（Ｑ２）この事業の対象となる胎児性・小児性患者とは。

（Ａ）原則として、当該年度の４月１日現在において熊本県内に居住する胎児性・小児性患者で、かつ、昭和16年４月２日以降生まれの水俣病認定患者の方です。在宅、施設入居の別は問いません。

なお、県外にお住まいの方でも、「胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業」を実施している熊本県内の事業所（ほっとはうす、水俣ほたるの家、わくワークみなまた等）を利用されている方は対象となります。

（Ｑ３）なぜ当事業の対象者を胎児性・小児性患者に限定するのか。

（Ａ）胎児性患者の方は、生まれた頃や幼い頃から障がいをお持ちで、修学旅行等にも行けなかった、また、現在も障がいのために1人で旅行する際に不安を感じる方がおられること等から、旅行や外出など社会参加を支援し、生きている喜び等を感じていただきたいという思いからできた事業です。

（Ｑ４）介助者とはどういう人を指すのか。

（Ａ）家族、友人、施設の職員等、旅行に同行する人のことです。ただし、旅行に同行する方であっても、胎児性・小児性水俣病患者の方、16歳未満の方は介助者とみなしません。

（Ｑ５）申請に必要な書類はどのようなものか。

（Ａ）事業利用申請書、旅行会社等の見積書の写し、障害者手帳の写し等です。

（Ｑ６）対象となる経費はどのようなものか。

（Ａ）以下の表のとおりです。

**ただし、患者の方の分とは別に、介助者の分の費用が領収書で明確に確認できる**

**ことが必要です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 介助者 |
| 介護料（上限10,800円/日） | 同居の親族等× | 左記以外の介助者○ |
| 交通費・航空、バス、鉄道運賃、タクシー代、高速道路使用料、レンタカー代、ガソリン代、バス借上料等 | ○ |
| 宿泊費・ホテル宿泊費等　**※飲食代は除く** | ○ |
| その他・施設入場料（コンサートチケット代等）・保険料（海外旅行保険料等）・各種手数料（金融機関への旅行代金振込手数料等）・宅配料（旅行荷物の宅配：自宅～宿泊先間等） | ○ |
| ・飲食代・パスポート取得費用・通信料（携帯電話ﾚﾝﾀﾙ料）・その他私的な費用（お土産代）等 | × |

※　飲食代が含まれているパック旅行等は、飲食代を除いて対象経費を算出します。

　　　　申請の際は、飲食代を除いた見積書（又は内訳で飲食代が確認できるもの）を予め御準備ください。

（Ｑ７）どこに相談すればいいのか。

（Ａ）相談先は次の６つの事業所又は熊本県水俣病保健課に御相談ください。

　　・社会福祉法人水俣市社会福祉協議会

　　・社会福祉法人水俣市社会福祉事業団（わくワークみなまた内）

・社会福祉法人さかえの杜（ほっとはうす）

　　・ＮＰＯ法人水俣病協働センター（ほたるの家）

　　・ＮＰＯ法人はまちどり

　　・一般社団法人きぼう・未来・水俣

（Ｑ８）事業を利用するためにヘルパーの手配を相談したい。どうすればいいのか。

（Ａ）まずは、申請先の事業所に御相談ください。

（Ｑ９）事業を利用できるか利用できないかはどうやって決めるのか。

（Ａ）原則として、予算の範囲内で申請受付順に支援します。

　　　当該事業の利用に当たっては、旅行の３週間前までに申請先への書類提出（申請書や見積書等）が必要ですので、早めの計画、申請をお願いします。

　※　旅行の目途が立った時点で申請先に早めに御相談ください。同一年度内であれば、数カ月先の旅行であっても申請が可能です。

（Ｑ10）介助者への旅費等の費用は、いつ、誰がどのように払うのか。

（Ａ）原則として、申請者（患者御本人、御家族等）に一旦、立替払をしていただく必要があります。旅行後の手続が全て完了した後に事業所からお支払いします。

　　　※　領収書がないと代金をお支払いできませんので、必ず領収書をお取りください。

領収書の宛名は、患者御本人の名前としてください。

（Ｑ11）行先はどこでもいいのか。海外でもいいのか。

（Ａ）旅行先は問いません。

（Ｑ12）介助者４人と一緒に旅行に行きたいがその場合、介助者全員の旅費等が出るのか。

（Ａ）原則として、介助者２名分（10万円×２名＝20万円）が上限です。

※　ただし、重度の障がいのある方などで、旅行中に同時に３名以上の介助が必要な場面がある方などは、介助者３名以上の補助が認められる場合があります。

　　　　　その場合、利用申請書に必要事項（身体の状況、介護の状況）の詳細な記入や、県からの確認（聴き取りなど）に御協力いただきます。

（Ｑ13）胎児性水俣病患者２人と介助者１人で旅行に行きたい。その場合、それぞれが介助者分の旅費等の補助（合計20万円）を受けることができるか。

（Ａ）できません。介助者が同一人物である場合、１回の旅行につき、10万円が上限となります。

（Ｑ14）介助者の旅費は、どの区間が助成の対象となるのか。

（Ａ）原則として胎児性患者等への介助を伴う区間に限ります。

ただし、介助者の自宅等から胎児性患者等の旅行出発地点までの往復の交通費は、対象とします。

＜例＞　介助者（熊本市内在住）が、胎児性患者宅(水俣市)まで新幹線で行き、２人で東京に旅行し、胎児性患者宅(水俣市)まで送った後、介助者の自宅（熊本市内）に戻った場合

　⇒　介助者の自宅から胎児性患者宅までの往復の交通費も対象となる。

（ 熊本市 ⇒ 水俣市 ⇒ 東京 ⇒ 水俣市 ⇒ 熊本市 ）

 　　　　　　 全て対象となる

（Ｑ15）介助者は２人までということだが、１回の旅行に必要な介助者が１人の場合、次の旅行でもう１人分の介助者の補助を受けられるか。

（Ａ）できません。より多くの方に利用していただくために、１人当たり１回限りとしております。

（Ｑ16）今年度当該事業を利用した場合、来年度もまた利用できるのか。

（Ａ）できません。当該事業は、平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の３年を予定しておりますが、その間により多くの方に利用していただくために、１人当たり１回限りとしております。

（Ｑ17）キャンセル料は補助対象経費となるか。

（Ａ）対象となりません。キャンセル料は自己負担となります。

（Ｑ18）補助の決定を受けた後、都合により、旅行を一度キャンセルしたが、同一年度に再度計画を立て直して旅行したい。当事業を利用できるか。

（Ａ）再度、申請いただくことで利用ができます。

ただし、その場合も原則として、予算の範囲内で申請受付順に支援を決定しますので御了承ください。